

令和7年6月26日

課 名：県土整備企画課
担 当：清水、金子
内 線：4446
直 通：092-643-3645

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者： 住所 みやま市瀬高町小川1389-1
商号又は名称 株式会社三和建設
- 2 指名停止の期間：令和7年6月26日～令和7年7月25日(1ヵ月)
- 3 事実概要：
南筑後県土整備事務所発注の「県道富久瀬高線幸作橋道路舗装工事（3工区）」において、令和7年4月1日、安全管理措置が不適切であったことから工事関係者に負傷者を生じさせ、また、当該工事事故が発生したにもかかわらず、契約書に定める発注者への報告が速やかになされなかったため。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第3条別表その1第4号及び第7号に該当する。
したがって、本件については、指名停止（1ヵ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その1第4号及び第7号該当】

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内